

5章. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には保育所，児童館などの子育て支援施設，小学校，公民館，図書館などの教育文化施設，病院などの医療施設，サン・シープラザ，リージョンプラザ等の市民活動支援施設，市民福祉会館等の社会福祉施設及び郵便局，銀行など多数の施設が集積している。

しかし，市民活動支援施設などでは，設備が利用者ニーズに合わなくなったり，社会福祉施設等では利用者が減少しており，今後，少子高齢化社会に対応できる施設整備が必要である。

(2) 都市福利施設の整備のための事業の必要性

中心市街地には，様々な都市福利施設が既に集積している。今後は，社会動向や利用者ニーズを十分に捉え，これら既存ストックのリニューアルなどによる活性化と新しいニーズに合った施設を集積を促し，機能やサービスの充実を図っていくことで，居住者や来街者の利便性の向上を図る。

(3) フォローアップの考え方

毎年度，基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い，必要に応じて，事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち，認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち，認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名，内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 三原市新庁舎建設事業 ●内容 市民により便利なサービスを提供するため，現庁舎の建替えを行う。 ●位置 港町 ●実施時期 平成 27 年度～平成 31 年度 	三原市	<p><位置付け> 現庁舎の建替えを行い，分散化している公共サービス機能を集約することで，市民生活の利便性の向上を図る。</p> <p><必要性> より便利で充実した市民サービスの提供により，魅力ある市街地及び暮らしやすいまちを形成するために必要な事業である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援措置 合併特例債 ●実施時期 平成 27 年度～平成 31 年度 	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名，内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 駅前東館跡地活用整備事業（再掲）</p> <p>●内容 駅前東館跡地へ図書館を含めた公民複合施設や広場，駐車場等を整備する。</p> <p>●位置 城町</p> <p>●実施時期 平成 28 年度～平成 31 年度</p>	<p>三原市及び民間事業者</p>	<p><位置付け> 駅前東館跡地（約 6,000 m²）へ，集客拠点として，図書館を含めた公民複合施設や広場，駐車場等を整備することにより，中心市街地への来街者の増加及び滞留時間の増加を図る。</p> <p><必要性> 来街者の増加，商業の活性化，集客力及び回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置</p> <p>●実施時期</p>	